

事務連絡
令和元年11月14日

北海道開発局建設部	地方整備課長補佐	}	殿
	道路維持課長補佐		
各地方整備局道路部	地域道路課長		
	交通対策課長		
	道路管理課長		
沖縄総合事務局開発建設部	道路建設課長		
	道路管理課長		

道路局 国道・技術課 課長補佐
環境安全・防災課
道路交通安全対策室 課長補佐

キッズ・ゾーンの設定の推進について（依頼）

標記について、内閣府・厚生労働省より「キッズ・ゾーンの設定について（依頼）」（令和元年11月12日付府子本第636号、府子本第638号、子少発1112第1号、子保発1112第1号、障障発1112第1号）が発出されたので周知する。

市町村の保育担当部局等が実施するキッズ・ゾーンの範囲及び交通安全対策の内容については、市町村保育担当部局等より各道路管理者へ協議等がされるので、適切に対応されたい。

協議に際しては、交通安全対策の実効性の観点から技術的助言及び協力を行うこととし、この際、キッズ・ゾーンにおける交通安全対策をエリア対策の一種ととらえ、車両の速度や通過交通の進入の抑制を図るゾーン30やハンプ等の物理的デバイスの設置について積極的に検討されたい。

本事務連絡の趣旨を貴管内の都道府県、政令市に対して周知するとともに、あわせて都道府県から管内の市町村（政令市を除く）に対して周知されたい。

なお、本事務連絡は内閣府子ども・子育て本部、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、同局保育課、同省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課及び警察庁交通規制課と調整済みであることを申し添える。

（送付資料）

資料1：内閣府・厚生労働省通知「キッズ・ゾーンの設定について（依頼）」

資料2：警察庁通知「キッズ・ゾーン創設に伴う交通安全の確保について」

以上